

# 特定非営利活動法人 ともに浜をつくる会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ともに浜をつくる会(以下「本会」という。)という。  
ただし、略称はNPO、とも浜とし、呼称は、とも浜とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市南区井土ヶ谷下町18番地に置く。  
2 本会は、前項のほか、従たる事務所を神奈川県横浜市中区本牧元町28番9号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、豊かで住みよい魅力と活力ある地域社会、自然と触れ合うことのできる豊かな砂浜と、緑の多い親水地域の創造と推進、国際性に富んだ文化と伝統のあるまちづくりに貢献することを目的とする。

(特定非営利活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。  
(1) まちづくりの推進を図る活動  
(2) 環境の保全を図る活動  
(3) 国際協力の活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 特定非営利活動に係る事業  
① まちづくりの推進を図る事業  
② 自然再生、環境の浄化・改善を図る事業  
③ 国際協力、文化の振興を図る事業  
④ その他本会の目的を達成するために必要な事業  
(2) その他の事業  
① コンサルタント事業  
② 物品販売等取扱事業  
③ 情報サービス事業  
2 前項第2号の事業は、同項第1号の事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じたときは、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。  
(1) 正会員 本会の目的に賛同し、運営又は本会業務全般に積極的に参画する意思を持ち、行うことのできる個人  
(2) 協力会員 本会の目的に賛同し、事業活動並びに経済的側面からも協力するために、別に定める協力会に入会した個人、法人又は団体等  
(3) 特役会員 本会の目的に賛同し、理事会の推薦を得て入会し、特別な事項、役割について貢献する個人、法人又は団体等  
(4) その他の会員 理事会において別に定める会員規程により入会した個人及び団体  
2 正会員は、協力会員を兼ねることができる。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費等)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入するものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) この定款及び細則等に則して、その行動等が本会の会員としてふさわしくないと認められたとき。
- (4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為の疑いがあり、本会の会員としてふさわしくないと認められたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

#### **第4章 役員、会長、顧問、相談役等、事務局及び職員**

(種別及び定数)

第13条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 本会の財産の状況を監査すること。
- (5) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、予め理事会に報告の上、必要に応じ、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (6) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (7) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任者が選任されていない場合には、同日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(会長、顧問、相談役等、事務局及び職員)

第19条 本会は、役員とは別に会長、顧問及び相談役等を置くことができる。

- (1) 会長、顧問及び相談役等は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- (2) 会長及び顧問は、特定事項につき、理事長の諮問に応じ、建議する。
- (3) 相談役等は、理事長の諮問に応じ、本会の会務について助言する。

2 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- (1) 事務局に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- (2) 職員は、理事長が任免する。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (5) 役員を選任等に関する事項
- (6) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集等)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 14 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 51 条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 理事会、部会、委員会、協力会及び友の会等

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (4) 入会金、会費に関する事項
- (5) 長期借入金に関する事項
- (8) 事務局の組織等に関する事項
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電子メール又はファクシミリをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する事項でやむを得ない場合で、かつ出席した理事の過半数の同意があるときは、この限りではない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

(委員会、部会、協力会及び友の会等)

第40条 本会は、理事会の議決を経て、委員会、部会、協力会及び友の会等を置くことができる。

- 2 委員会委員長並びに部会部会長は、正会員の中から理事会において選任し、理事長が委嘱する。
- 3 協力会及び友の会等は、理事会において別に定める規程又は細則に基づき運営し、第3条の目的の推進に、協力及び支援する本会の組織体とする。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第42条 本会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第43条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 本会の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第45条 本会の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第48条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第49条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第50条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 本会が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうち本会の趣旨と軌を一にする者で、総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第54条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本会の解散事由に係る公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則等)

第56条 この定款の施行について必要な細則及び定めなき事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

|      |       |
|------|-------|
| 理事長  | 石田 猛  |
| 副理事長 | 鈴木 信晴 |
| 副理事長 | 橋浦 重己 |
| 理事   | 石田 昌也 |
| 同    | 今井 泰男 |
| 同    | 小野 高志 |
| 同    | 山崎 洋子 |
| 監事   | 小澤 勝美 |
| 同    | 本牧 裕司 |
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年5月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、設立時の会員の入会金は、免除するものとする。

#### (1) 入会金

|      |         |         |
|------|---------|---------|
| 正会員  | 個人      | 10,000円 |
| 協力会員 | 個人      | 5,000円  |
|      | 法人又は団体等 | 30,000円 |
| 特役会員 | 個人      | 10,000円 |
|      | 法人又は団体等 | 30,000円 |

#### (2) 年会費（入会初年度は免除する。）

|      |         |                  |
|------|---------|------------------|
| 正会員  | 個人      | 10,000円          |
| 協力会員 | 個人      | 1口 5,000円（1口以上）  |
|      | 法人又は団体等 | 1口 30,000円（1口以上） |
| 特役会員 | 個人      | 10,000円          |
|      | 法人又は団体等 | 30,000円          |